

平成27年6月 教育委員会定例会会議録

○日 時 平成27年6月4日(木) 13:30～16:32

○場 所 市役所有明庁舎 1階相談室

○出席委員の氏名

委 員 長 本 多 直 行
委員長職務代理者 松 島 利 彦
委 員 松 本 正 弘
委 員 森 み ず き
教 育 長 宮 原 照 彦

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長 寺 田 集 施 教 育 総 務 課 長 森 本 一 広
社 会 教 育 課 長 松 本 恒 一 ス ポ ー ツ 課 長 下 岸 安 彦
学 校 教 育 課 参 事 八 木 信 也 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 平 田 賢
書 記 酒 井 昭 利

○議事日程

- 第 1 開会
- 第 2 会期日程
- 第 3 議事録署名委員の指名について
- 第 4 前会会議録の承認
- 第 5 教育長報告
- 第 6 議案上程

第27号議案	島原市いじめ問題調査会規則の制定について	原案 可決
第28号議案	島原市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について	原案 可決
第29号議案	島原市立中学校部活動外部指導者の解嘱について	原案 可決
第30号議案	島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について	原案 可決
第31号議案	議会の議決を経るべき議案について	原案 承認
第32号議案	島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について	原案 可決

第33号議案	島原図書館協議会委員の委嘱について	訂正 可決
--------	-------------------	----------

第 7 次回定例教育委員会の日程について

第 8 その他

(1) 報告事項

① 6月行事予定について

② 教職員及び児童生徒の事故等の報告（非公開）

(2) その他

第 9 閉会

【会議録】

第 1 開会 (13:30)	
本多委員長	ただいまから6月の定例教育委員会を開催いたします。
第 2 会期日程	
本多委員長	会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。（「はい」の声）
第 3 議事録署名委員の指名について	
本多委員長	議事録署名委員に 松島 委員と 松本 委員を指名します、よろしくお願ひします。（「はい」の声）
第 4 前会会議録の承認	
本多委員長	それでは、まず、前会会議録の承認を行いたいと思います。4月1日に行いました定例会の会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。
	《 了承 》
本多委員長	それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。
第 5 教育長報告	
本多委員長	それでは、教育長並びに各課の報告をお願いします。 はじめに教育長報告をお願いします。

<p>宮原教育長</p>	<p>あいさつを兼ねて報告をさせていただきます。6月の定例会ということで、新年度が始まりまして、あっという間の2ヶ月間でした。特に5月につきましては、小・中学校の運動会等がありました。それぞれ各委員さんにつきましても見ていただきましたが、先生方の熱のこもった指導、あるいは児童生徒のすばらしい演技もありました。しかしながら、私がひとつ感じたのは、小学生だから無理なのかなと、中学生だからどうなのかなと思ったのですが、ラジオ体操の個々の運動の正確さというのでしょうか、ただ体を動かしているだけと、きちんとした基本的な踵の上げ方、指先の伸ばし方、そういった屈伸の仕方までも指導すべき細かな部分については感じたところでございます。また昨日は「いのりの日」ということで、各小・中学校ともそれぞれ「いのりの日」の命の教育ということで取り組んでおります。今日の6月の校長会を行いました。その際、最後の締めで今度の学校経営訪問のことについて、以前から委員さんから指摘がありましたが、形骸化した学校経営訪問になってないのかな、ただ単に学校が現状報告し、指導主事がいろんなチェックをするのは、それはしなければいけないんですが、本来で言えば学校の経営上の大きな課題、あるいは本音のところの課題を出して欲しいと、それをいっしょに考えようではないかと、今年はそういう学校経営訪問にしたいということを経理に言って参りました。その辺のところを少し言わないといけないなというところでございます。また今後の動きとしましては直接義務教育には関係ないんでしょうけど、18歳からの選挙権が今度出てきますので、直接の選挙権は小・中学生にはありませんが、やはり選挙に対する指導というものが、現場では出てくるんだろうと思っているところでございます。最後に6月1日、日本体育大学との体育スポーツ振興に関する協定を結びました。8月末に本市の小学生の5・6年生と中学生の1・2年生を20～25名ぐらいを日本体育大学に派遣をしまして、体育実技、あるいはトレーニング法、大きな狙いはオリンピックムーブメント、アマチュアスポーツ精神というのでしょうか、こういったものをぜひ植えつけて、そして帰ってきて自分の学校の体育活動、あるいは部活動に活かすという趣旨でやっていきたいと思っています。なお大学の方からは、いろんな要望があれば講師等も派遣するという事なので、今私の頭に中にございますのは、運動</p>
--------------	--

	<p>・部活動も少し義務教育の方で過熱気味にあるのかなど、やっぱりふさわしい小・中学生の部活動の在り方というのをしていかないと、極端に言いますと、高校生よりも帰宅時間が遅いというようなことは、本市のみならず各市町村もそう思っているところがありますので、そういう取り組みのための、まず指導者の研修をできればなと思っているところでございます。この後、それぞれ各課から報告させていただきますが、現在大きな事案は起きていないところでございます。以上です。</p>
本多委員長	引き続き、各課の報告をお願いします。教育総務課からお願いします。
森本課長	教育総務課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の具体的内容を説明。
八木参事	学校教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の具体的内容を説明。
松本課長	社会教育課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の具体的内容を説明。
下岸課長	スポーツ課の主な行事について、別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の具体的内容を説明。
本多委員長	教育長報告、各課報告につきましてご質問はありませんか。
松島委員	学校教育課に関わることだと思います。先程教育長さんのお話の中で、私も運動会を見ましてラジオ体操のお粗末さに非常に驚いたんですけども、今現在、現場の中で運動会にける練習期間というのでしょうか、昔は夏休みが終わるとすぐに取り掛かっていたと思うのですが、どの程度かけてやっているのかという期間の問題ですね。それがラジオ体操とかにも関わってくるんじゃないかと思います。私たちが現場にいたころというのは、行進と整列、それからラジオ体操というのは徹底してやったと思うんですけど、この頃だんだん短くなってきたというのが

ありまして、そういうところが徹底しないんじゃないのかなと思います。やっぱり気になるんですよね、勉強の方には力が入り出した、やれ道徳だ勉強だというところに目が行くと体育科の方が少し欠けてくると、どこかでバランスが崩れてくると、みんなやるのは現場が大変だろうなと思いますけど、その辺のところをどうにかして行かないと、前から思っていましたけど、今年私もそう思いました。小学校は仕方ないかなと思いつつ、中学校の下手さ加減に私もびっくりしました。たまたま教育長さんもそうおっしゃいましたので、その点がひとつですね、それからもうひとつは社会教育課の方になるかと思いますが、放課後子ども教室の実施がいつから始まるのか、それからボランティアの方が決まられたのかどうかですね、その辺のところを教えていただければと思います。以上です。

八 木 参 事

まず、体育祭・運動会の練習期間ですけど、今ご案内のようにほとんどが春に変わっております。それで通常平均した場合、中学校はおおよそ2週間前から始めます。小学校は3週間前から始めます。ただし、本格的にやるのは最後の1週間という短い期間で行います。それはやっぱり授業実数の確保というのが大きな課題ということでございます。

松 本 課 長

放課後子ども教室につきましては、現在通常小学校で実施がなされております。これにつきましては、教育活動推進ということで、学校の方で指導者の方を探していただいて実施しておりますが、昨年の五小のように学校によっては、例えば退職校長会の方に依頼をしてご指導を依頼する場合もあろうかと考えております。11日に退職校長会の事務局会議があるということで伊藤会長さんと話をしたところ、3役会議の時にこの教室の実施状況等について報告をしたいと考えております。それからスクールキッズにつきましては、昨年が7月の中旬に募集をかけたということで、指導をいただいた退職校長会の先生方にも大変ご迷惑をおかけしました。今月の校長会でスクールキッズの要綱等を配布しまして、チラシも学校に配布をいたしました。ですから近々4年生から6年生を対象にして全校をと思っております。11日の3役会議を経てですね、必要があれば有明、三会、森岳、白山の退職校長会の先生方には内容について説明をさせていただきたいと思っております。このスクールキッズにつきましては指導の方

	<p>をまた退職校長会の方にお願ひしたいと思っております。なおサポーターにつきましては、現在6月広報で公募をかけておりますので、まだ決定はしていないところでございます。</p>
松島委員	<p>小学校は全部ですよね、中学校はどうですか。</p>
松本課長	<p>はい、小学校は全部です。中学校は三会中学校だけです。</p>
松島委員	<p>この前の市町村教育委員の研修会の際にこの話を出したら、えらく皆さん飛びつかれまして、皆さんから聞かせてくださいという話がありまして、形としてはだいたい分かっていたのですが、具体的にはまだ分からないところもあったもので、ありがとうございます。</p>
本多委員長	<p>松島委員さん運動会の方はよろしいですか。</p>
松島委員	<p>運動会の方は言っても仕方ないかなと思ひながら、だからどうするかということで、やっぱりそういうところも少しですね、どう効率的にするか、過去ですね私が学校にいた頃は、例えば朝の朝会の時に、この日は行進の練習ということで、そここのところをグルグル回ったりとか、体育館から教室までとか、そういうのもやっていました。何らかの形でやっていかないと、やっぱり落ちてくるんじゃないかなと、体育面では部活の方が過熱になっているけれども、学校の中の体育ですか、そういうものが少し蔑ろになってきているんじゃないかなという気がしてならないです。</p>
本多委員長	<p>学校現場としていろいろ大変だと思いますが、今そういうご指摘もありましたので、ご検討をお願いできたらと思います。他に何かございませんか。</p>
松本委員	<p>運動会の流れですが、集団行動というのは絶対大切なんですよ。私たちが歩いていると下手にすると前の靴を踏むじゃないですか、そういうこともあるし、というのは社会人になって集団行動をするのは消防団だけなんですよ、礼式訓練は消防しかないんですよ、けどお互いにあれをやれと</p>

	<p>コミュニティはとれますから、できるだけ小学生からじゃないと、中学生でさえまっすぐ並んでいませんから、その辺あまり厳しくせず、お願いしたいと思います。それから社会教育課に島原城樹木管理検討委員会がありますが、島原城の石垣が松の木の根で崩れるので、抜根しなければいけないという樹木が何本かあるのですか。</p>
寺田次長	<p>私が委員として出席しているんですが、大学の先生や樹木の専門的な先生もいっしょに入っていて、実際に現場を見て、大まかに言えば石垣のすぐそばにあるような松の木あたりについては、やっぱり石垣に対する影響というか、被害が出るような可能性があるものをピックアップして、樹木の先生にも専門的な意見を聞いております。最終的には大学の先生たちとの話の中では、島原城の県の史跡の指定ということも含めたところでいろいろ検討していくということで、今回第1回目を開きましたが、島原城の石垣カルテを3年かけて社会教育課で調査をしています。そのカルテの中で石垣がこういう状態であるということが出ていますので、それを地図の中に落として、それに樹木の地図を重ね合わせたところで再度検討していくということ第1回目は終わったところです。</p>
松本委員	<p>はい、分かりました。ただ、島原城を築城するために年貢の厳しさで一揆が始まったじゃないですか、だからあの石垣に人の血が滲んでいるのかなと思っていたもんですから、少し大げさですけど、そのくらいの感覚で石垣の管理はして欲しいなど、築城で年貢の取り立てで島原の乱が始まったのがひとつ原因だと思うんで、ひとつよろしくお願いします。</p>
寺田次長	<p>石垣の専門の先生たちに見ていただいたんですが、やっぱり崩れた跡がある程度分かれるんですね、この部分は崩れて後で積み直していると、そういう場所を私たちは見ても分からないのですが、何ヶ所かありまして、そののところも含めたところで、あと孕みですね、相当出てきているところあるので、そういうところも注意が必要ですねという話をいただいています。</p>
本多委員長	<p>他に、何かございませんか</p>

森 委 員	<p>社会教育課と学校教育課に質問です。まず社会教育課の方で図書館の島原施設魅力アップ懇話会というのがありますが、図書館の資料整理日が月末になっていると思いますが、資料整理日は島原図書館も有明図書館も同時に行われるのですか、先月は同じ日だったみたいです。</p>
松 本 課 長	<p>資料整理日について島原図書館は、毎月末でその日が月曜日の場合は翌日となっています。有明図書館も毎月末となっており、その日が火曜日の場合は翌日となっていますので、大半は重なります。</p>
森 委 員	<p>せっかく2つの図書館があるので資料整理日でどちらも休館となるより1日でもずれていた方が利用者にとっていいと思ったのでお聞きしました。</p>
松 本 課 長	<p>今月の12日に第1回の図書館協議会を予定しておりますので、その中で議題としてあげたいと思います。</p>
森 委 員	<p>分かりました。よろしくをお願いします。次に学校教育課の方ですけど、子供の体力向上指導者養成研修の体力についてなんですけど、先日学校の方から子どもの体力調査のアンケートが来まして、それに答えて、子どもたちの体力のことを少し考えてみて、この前テレビでどうして最近の子どもたちは高学年になってもBと2Bを使うのかというのがあって、入学の準備の中にBと2Bがあって、確かに1年生はそれでいいと思ったんですけど、前はそういうふうにきちんと決まっていなかったと思うんですけど、私たちが小さい時は、Bと2Bの方が珍しかったんですけど、柔らかい鉛筆を使うようになったというのが、子どもの体力が原因があるということ テレビで言ってたんですね、瓶を開けられないとか、鉛筆を使う、書くというのは手先だけで書くわけではなく腕全体を使うと、そうやってくるとその腕の力のない子は柔らかい鉛筆を使ってHBとかだと上手く使いこなせない、Bと2Bでも薄い字でしか書けないとテレビで言っていたんですね、実際屈んでうまく踵をつけて屈むことができない子どもが多くなってきたとか、体育座りをされていて、そのままずっと立てるようなことができ</p>

八 木 参 事	<p>なくなっている子どもがかなり多くなっている」とテレビで言っていたものですから、島原半島ではその体力の程度といいますか、全国レベルからするとどのくらいのレベルにあるのかお聞きしたい。</p> <p>大きくは体力というのは、小学校の男女、中学校の男女と4パターンに分けて方が考えやすいのですが、島原市の課題は柔軟性なんです。これは私が来た23年度から変わっておりません。その反面走力については高いレベルにあります。これが島原市の大きな特徴であります。2つ目の特徴は小学校で柔軟性を除いて体育好き、体力に全体的に割と高めでありませう。県以上のレベルであったのが中学校の女子になると運動嫌い、体力の低下の傾向がありました。これが24年度ぐらいまでです。そういったことを課題として私たちが中体連の体育でこれは中学校の校長、体育教師が全部来られるので、それを見せてそこについて徹底した課題があるんだということを相互認識しながらしたところ、最新の調査、昨年度の調査では中学校女子にやや改善経過が、どういう改善経過かというと体育好きが少し増えてきたと、運動・スポーツの活動時間が少し増えてきたと、走力等にも少し向上してきたということが、大きな成果として見えているというところがございます。詳しいところになるとその生徒生徒で違いますので、何とも一概には言えないのですが、そこら辺を分析するために小学校1年生から中学校3年生までの全てを資料で分析をして課題と現状はこうだよと学校に前年度3月に出します。それを受けて各学校は自分の学校は、市全体と県・全国と比べて体力向上アクションプランというのを作って今集めています。今そういった対策をしているところがございます。</p>
宮 原 教 育 長	<p>今鉛筆のBとか2Bの話が出て小学校の低学年にその鉛筆を使わせるのは筋力が低下したから使わせるわけですか、それはちょっと違うと思いません。</p>
平 田 補 佐	<p>そもそもB、2Bから始まるというのは、もちろん筆圧がまだ足りない、運筆がうまくいかないということがあって、はっきりと線が書けないという段階なので最初の時にはそれを使わせて、はっきりした文字で筆圧を高めていく、当然徐々にそれはHBとか、Hとかですね、小学校の場</p>

合、多くの場合はシャープペンシルは使いません。中学校になったらシャープペンシルに移行するぐらいの筆圧をつけていくがための最初の段階、高学年で使わせているということは、それぞれ各担任等の考え方もあるんですが、やっぱりそれは発達段階に応じた筆記用具を使わせるべきだと思います。

宮原教育長

低学年で使わせるのは、筋力が落ちているから使わせるんじゃないくて、もともと低学年だから書く力が弱いので使わせる。多分そこだと思えます。もうひとつあったのは、高校でもそうだったんですが、薄い鉛筆を使われたら論文とか読めないんですね、読めるぐらいでの濃さでというのは経験があったんですが、今その体力低下でBになったというのは初めて聞いたのですが、たぶん低学年の場合には、止めとか、跳ねとか、しっかり見てやらないといけないので、なるべく読みやすいBということかなと、もうひとつ体力の場合、八木参事が説明したとおりです。確かに筋力は落ちています。それは生活様式が大きく変わっているということが第一の要因です。それをどうするかというと今度は体育の授業そのものの単位数が少なくなっているから、学校でも取り組むけど生活様式全体の中で運動する機会、筋力を使う機会をいっしょになってやらないとそう簡単に一概には言えないかなと思います。一時体力低下が非常に問題になったんですが、学校もさることながら、意識の向上ということで今だいぶ持ち直しています。島原市の課題としては柔軟性というのははっきり分かっています。柔軟性というのは裏を返せば筋力が上がれば上がるほど柔軟性は無くなります。だから老人あたりで筋力が無くなれば引っ張るものがないので柔らかくなります。その辺は間違わないようにしておかないといけないです。以上でございます。

森 委 員

はい、分かりました。

本多委員長

他に何かありませんか。私から1点よろしいですか。少年センターの自転車講習についてご説明いただいたんですが、今回道路交通法の改正があって、自転車にも違反行為の指定項目が14項目ほどあったと思うのですが、小・中学校は大人ほどないとは思いますが、中には2列で行った

	<p>り、右側通行で行ったり非常に危ない光景を見かけることがあります。そういう点で小・中学校においても道路交通法の改正の趣旨に沿った指導と言いましょうか、教育と言いましょうか、そういったものも必要じゃないかなと私個人的に思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。</p>
<p>松本課長</p>	<p>前回も自転車指導のときには、改正のチラシを安全協会の方がもっていらっしゃいましたので、そのチラシを配りながら、例えば飲酒で乗ったりとか、スピードの出しすぎとか、1回指導を受けると講習を受けなさいというのがありまして、それをさぼると最終的には罰金みたいな流れになったかと思いますが、周知期間はまったく無いなど、ただ自転車に乗っている人にしか配っていませんので、広い周知はできていないところです。今後市の健全育成会の総会等がございますので、そういったところで周知しながら浸透させていきたいと思っています。</p>
<p>松本委員</p>	<p>その流れでいいですか、立哨補導で子どもたちにヘルメットの指導をするんですよね、中学生は見えたらかぶるんですよね、3月まで中学生、4月から高校生、目の前をかぶらないで行くのがギャップがあるなど、高校生にもヘルメットをかぶらせることが出来ないかなと思います。あと市内の歩道で自転車が走れるのは、交通事故があったので工業のところだけになります。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>違反だという制度的なものだけでなく、そういった施設の整備を図ることが重要だとも言われています。子どもたちが一番気を付けてほしいのは、右側、二列並走、それから一旦停止、これは車から追突される、あるいは人を撥ねるということも考えられる、被害者になる可能性もあるし、加害者になる可能性もあると、3年間に2回違反をすれば1回講習を受けなければならないし、それを受けなければ5万円以下の罰金もあります。子どもにはそんなにないとは思いますが、隠れたところで乗るとかありますので、その辺は児童生徒の安全教育という面でもご尽力いただきたいと思っています。</p>
<p>八木参事</p>	<p>学校関係については、第8 その他の(1)報告事項のときに、島原市</p>

	<p>通学路交通安全プログラム（案）というのを作成していますので、案として説明報告をさせていただく予定にしています。</p>
本多委員長	<p>分かりました。他に何かありませんか。</p>
寺田次長	<p>先程石垣の件で大事なことを言い忘れていましたが、まちづくり課が担当になりますけど、まちづくり課では早急に伐採が必要な樹木については、特定をして伐採をしたいということで検討されているようです。</p>
本多委員長	<p>それに関連して、以前議会の中で樹木を伐採しているじゃないかというご指摘もあったんですね、樹木があるがゆえに崩れずあるとか、いろんな考えがあるんだと思います。いろんな意見があるんだと思いますが、また議会の中でそういった質問も出てくるかもしれませんので十分ご留意いただきたいと思います。</p>
松本委員	<p>もし、あれだけの松は相当の年数だと思しますので、移植ができるようであれば、伐採だけでなく移植も考えていただきたいと思います。</p>
寺田次長	<p>移植ができるのは、石垣から相当な距離が離れたものになると思います。石垣のそばに立っているものは、樹木の先生も根からは無理かなという話をされていますし、根があるからこれは石垣がなんとか持っているねという専門的な意見も出していただいています。</p>
本多委員長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
本多委員長	<p>無いようですので、議案の審議に移りたいと思います。</p>
<p>第 6 議案上程</p>	
	<p>第27号議案 島原市いじめ問題調査会規則の制定について</p>

本多委員長	<p>本日は、追加で第33号議案の上程があります。まずは、第27号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
八木参事	<p>議案集の1ページをお願いします。第27号議案 島原市いじめ問題調査会規則の制定について議決を求めるものでございます。提案理由です。</p> <p>2ページをお願いします。島原市子どものいじめの防止等に関する条例第15条の規定に基づき設置する島原市いじめ問題調査会の組織及び運営等について必要な事項を策定しようとするものでございます。</p> <p>「島原市いじめ問題調査会規則」の主な内容について説明。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
本多委員長	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>無ければ私の方からよろしいですか、委員の構成については先程説明がございましたが、7月1日に条例が施行になっていますよね、あと1ヶ月足らずですが、この調査会の設立に向けていつ設立される予定なのか、いろいろと福祉部局等との調整もあるかと思いますが、その辺の考え方を教えて欲しい。</p>
八木参事	<p>これについては、現在こども課と人選について調整中というところで</p> <p>す。</p>
本多委員長	<p>そうすると7月1日時点では組織はできてない可能性があるということですか、そうそうは無いのでしょうか、私が気になるのは7月発動したときに万が一そういった事案があったら、急にこのような組織ができるのかどうかということと、他の再調査委員会であるとか、人選がスムーズいくのかどうか、そういったところを早めにしていただく必要があるのかということと、その人選について候補の中からどう絞るのか、教育委員会で諮るのであれば、次の教育委員会の定例会は7月になりますので、そういったところも考えて少し気になりました。</p>
宮原教育長	<p>調査会の委員の委嘱は教育委員会に諮る必要があるんじゃないですか。</p>

森本課長	<p>充て職でないので教育委員会に諮る必要があると思います。</p>
宮原教育長	<p>そうであれば条例が7月1日施行なので、7月の定例会に間に合えばいいでしょうが、調査会の委員と市長部局の再調査委員会の委員が重複するわけにはいかないのです、そのあたりの調整に時間を要しているということもあるけど、遅くとも8月の定例会に諮る必要があるんじゃないかと思えますし、7月以降に万が一有事案が起きて早急に委員を決める必要がある場合は、臨時会を開くというようなことをしないとイケないと思います。</p>
本多委員長	<p>そうですね、いずれにしても条例の施行ということを考えれば早めにその辺の調整をする必要があると思いますのでよろしくお願いします。</p> <p>他に何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
本多委員長	<p>無いようでしたら、第27号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
本多委員長	<p>それでは、第27号議案は原案のとおり議決いたします。</p> <p>第28号議案</p> <p>島原市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について</p>
本多委員長	<p>第28号議案について、提案理由の説明をお願いいたします。</p>
平田補佐	<p>議案集の3ページをお願いします。第28号議案 島原市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱についてご説明します。提案理由は島原市心身障害児就学指導委員会規則第3条及び第4条の規定により、別紙の者を委員に委嘱しようとするものでございます。5ページに参考として島原市心</p>

<p>本多委員長</p>	<p>身障害児就学指導委員会規則（抜粋）を記載しています。</p> <p>よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p> <p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>無ければ私の方からよろしいですか、任期が1年となっておりますが、既に6月となっております。</p> <p>これまでに会議等がされているというのはいないのですか。</p>
<p>平田補佐</p>	<p>心身障害児就学指導委員会につきましては、会議が12月と1月の2回の開催という形になっております。任期は1年となっております。ただし定例の会議はそうなのですが、就学指導の関係上いろんな面でご相談をする際に、その開催とは別途相談に行くケースがありますので、任期として1年となっており、期間は4月1日から3月31日までとなります。あと多くの市町では差別のない社会を作るということで心身障害という文字を消して就学指導となっておりますで、今後任期の問題と名称の問題含めて提案しなくてはいけないというのが懸案事項でございます。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>そうしますと、任期と名称の委員の在り方についてご検討していただくという事で理解していいですか。以前言ったことがあるんですが、4月1日から3月31日までの任期のものを、例えば5月であるとか、6月でするのは委員会の追認事項になってしまうし、それからそれ以前に何かあったときは非常勤の公務員みたいな扱いになりますので、万が一何かあった時の問題が出てくるんですね、とりわけ中学校の部活動の指導者の皆さんは指導しているときに事故があったとか、責任問題もかかってくるし、そういったところは十分ご検討いただく必要があると思うものですから、一番最初議案として出たので、その辺申し上げておきたいと思います。他に何か質疑はございませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
<p>本多委員長</p>	<p>無いようでしたら、第28号議案は原案のとおり議決してよろしいで</p>

<p>本多委員長</p>	<p>しょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは、第28号議案は原案のとおり議決いたします。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>第29号議案</p> <p>島原市立中学校部活動外部指導者の解嘱について</p>
<p>本多委員長</p>	<p>第29号議案について、提案理由の説明をお願いいたします。</p>
<p>八木参事</p>	<p>議案集の6ページをお願いします。第29号議案 島原市立中学校部活動外部指導者の解嘱についてご説明します。提案理由は島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則第7条により、委嘱を解嘱しようとするものであります。解嘱の理由ですけれども自己都合ということでありませぬ。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p>
<p>宮原教育長</p>	<p>素朴な疑問ですけど、これを教育委員会で決めないといけないものなのか、校長がそれぞれするようにできないものなのか疑問なんです。現規則ではそうなんでしょうけど、現実的な問題として、もうひとつ怖いのが今回79歳の方です。78歳の方もいらっしゃいます。校長が推薦してきているので、それはそれでいいんでしょうけど、こうなったときにあとの次世代が育っていかないのかなと、そういう気もしてなりません。今度80歳ですよ、その人をさておいて若い60歳以下の職員ができないということ自体がおかしな恰好になっているのかなと思います。これを私が思ったのは、社会体育のときのなごりが残っているのかな、今中学校も学校体育になったでしょう、基本的には中学校でそれぞれ補わないといけない学校教育活動の一貫としてなったわけだから、前は社会体育だったから中学校の先生が関われなかったかもしれないけれど、その辺も1回ひも解いてみて、規則とかなんかで決まっていればそれで</p>

	いいんだけど。
本多委員長	中学校部活動外部指導者の委嘱のあり方については、次の第30号議案にも関連しますが、他にもご意見などありますか。
森本課長	8ページの方に規則がありまして、この中の5条で学校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱すると規則にありますので、教育委員会が委嘱するとなると教育委員会に諮る必要があると思います。
宮原教育長	だから規則そのものを変えてしまうことができれば、学校も助かるのかなと思います。
森本課長	その辺は今後検討する余地があるのかなと思います。
宮原教育長	法的にどうかを見て、もし良ければ1回1回顧問指導者をどうのこのするよりも学校長がそれぞれ選任できるようにすればいいですよ、今は規則があるので、今年度はいいので一度整理をして来年度は改正する方向で検討してください。高校は既に支援指導員ということで校長が認めればできるようになっているんです。昔からのがそのまま残っているような気がします。
森本課長	外部指導者には、ひとつの部に対して1人分の謝金が出ていますので、例えば2人以上いても1人分ですが、その辺も含めて整理した方がいいと思います。
宮原教育長	それも昔からのがそのままなのかなと思います。その辺も含めて整理した方がいいと思います。高校はあくまでもボランティアです。ただし保険だけは掛けましょうということで指定しているんです。
松島委員	小学校はどうなりますか。
下岸課長	小学校は、保険及び謝金ともスポーツ少年団の方の補助からになりま

	す。
宮原教育長	その謝金は、小学校として出しているものじゃなくて、あくまでもスポーツ少年団に対する補助として出しているんでしょう。
下岸課長	はい、そうです。
松島委員	中学校の場合、先生の立場はどうなるんですか。
宮原教育長	4時間以上になると部活動手当が出ます。学校教育活動の一貫になったから、先生たちも土日出て4時間以上になると手当がでます。
本多委員長	私も中学校部活動外部指導者の委嘱のあり方に関しては、教育長と同意見です。学校で、例えば4月から3月まで人選をして指導してもらえばいいわけであって教育委員会に諮るとなると月1回ということになりますので、先程言ったような追認事項になってしまいます。そうすると処遇が変なふうになってしまいますので、学校で校長に選任してもらうのが、私は一番円滑に行くことだろうし、一番自然なことじゃないのかという気がします。皆さん同意見じゃないかもしれませんが、どうでしょうか。
松本委員	いいんじゃないでしょうか。整理するところはきちんと整理をしないといつまでもそのままというのはいけないと思います。
本多委員長	こういったものは他にも同じような種類のものがあるかもしれません。そういったものも含めて検討する時期にあるのかなと思います。ということで、この件ついて改正する方向で検討していただくということでお願いしたいと思います。他に何か質疑はございませんか。
	(「なし」の声)
本多委員長	無いようでしたら、今後検討することで、第29号議案は原案のとおり

<p>本多委員長</p>	<p>り議決してよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは、第29号議案は原案のとおり議決いたします。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>第30号議案</p> <p>島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について</p> <p>第30号議案については、第29号議案において、中学校部活動外部指導者の委嘱の方法等について、ご審議いただきましたので、それを除いて説明をお願いいたします。</p>
<p>八木参事</p>	<p>議案集の7ページをお願いします。第30号議案 島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱についてご説明します。提案理由は島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則第5条に基づき、指導者に委嘱しようとするものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
<p>本多委員長</p>	<p>無いようでしたら、第30号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p>
<p>本多委員長</p>	<p>それでは、第30号議案は原案のとおり議決いたします。</p> <p>しばらく休憩します。</p> <p>休憩後、「第31号議案」の審議をしたいと思います。</p> <p>－ 休憩 －</p>

第 3 1 号議案

議会の議決を経るべき議案について

本多委員長

休憩前に引き続き会議を再開します。

次に第 3 1 号議案について、提案理由の説明をお願いします。

松本課長

議案集の 10 ページをお願いします。第 3 1 号議案 議会の議決を経るべき議案についてご説明申し上げます。提案理由です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 2 条第 1 項第 11 号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるため、この議案を提出するものでございます。議会の議決を経るべき次の議案ということで、島原市社会教育委員条例の一部を改正する条例を 6 月市議会定例会に提出することの承認を求めるものでございます。

内容については、別紙の島原市社会教育委員条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表にて説明。

なお経過措置としまして、教育長が従前の例により在職する場合においては、改正後の島原市社会教育委員条例第 4 条の規定は適用せず、改正前の島原市社会教育委員条例第 4 条の規定は、なおその効力を有することとなります。以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

本多委員長

説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

本多委員長

無ければ、私から、地方教育行政法の改正に伴う条例等の改正については、去る 3 月の市議会に上程をしているわけですが、今回この社会教育法の改正に伴うこの条例の改正が、何で今頃になったのかということと、この社会教育法の改正がいつなのか、それから附則が公布の日から施行するとなっているわけですが、地方教育行政法との整合性を考えると本来ならば 4 月 1 日になります。これは遡及をする形になるが、現実的には遡及する意味もないので、公布の日から施行するとなっているんだろう思うのですが、その辺の考え方を教えてください。

松本課長

まず1点目のなぜ今になったのかということですが、本来ですと3月の定例会に提出すべき事案でございました。当初昨年7月25日に県の総務課長の方から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正について通知が来ておりました。その中で内容等についても記載がありまして新教育長の設置、総合教育会議等の内容がありまして、その中には社会教育法の一部改正のことは触れてありませんでした。ただ添付の資料として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法それから新旧対照表がありまして、そちらをきちんと見ておけば、附則のところに改正があったということに気づいていたと思います。その後2月26日に県の生涯学習課の方から教育委員会の方に社会教育法の一部改正が附則で行われているから、必要なところは改正をお願いしますという文書が来まして、そこで改めて改正法を見たところそれが発覚しました。これまで専門業者等の資料を見ていたんですが、かその説明が見つかりませんでした。現状としましては、社会教育法の委員の職務を市の条例に引用しているのが、全国的にも非常に少ないケースでございまして、表でもアドバイスがなかったというのもひとつの原因であります。県内の状況といたしましては、旧8市の中では、松浦市と島原市が条例化しています。それから近隣の雲仙市、南島原市も条例化しています。島原市、松浦市、雲仙市は今度の6月で市議会定例会に上程する予定にしておりまして、南島原市は今年度中の上程ということでございます。ただ一番当初気づけなかったということは反省しています。もう1点、4月1日遡及すべきという意見もあったわけですが、本市の場合は、教育長はそのまま在任するというのもございましたので、今回公布の日ということで提案をさせていただきました。

本多委員長

はい、分かりました。施行期日については、仕方がないと思いますが、議会で何で今頃なのという指摘があるのかなという気がします。先程2月26日に県の方から通知があったことで、恐らく議案が固まった後でしょうけれども、そういった議論ももしかしたら出るかもしれません。法令を引用していたのが県下では4市があつて3市が今度あげると、1市だけは今年度中にするという話ですか。

<p>松本課長</p>	<p>旧8市と隣接市しか調べておりませんので、あと13市を調べて本会議を対応したいと思います。あまりこれを引用しているのが少ない状況でしたので、お世話になっている専門業者の解説書にも載ってなかったし、県からの通知にも説明文には無かったんです。改正法を全部よく読むと気づくべきものであったんですけど。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>法律を引用するのは一長一短ありますから、変わればその都度改正しないといけないというのがありますので、日頃から十分注意しておく必要があるということですね、その辺の対応は十分しておいていただきたいと思います。あと例規審査委員会は終わったんですか。</p>
<p>松本課長</p>	<p>例規審査委員会は終わりました。今委員長さんがおっしゃられるような指摘がありましたので、議会对応できるように進めていきたいと考えております。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>はい、分かりました。他に何か質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>本多委員長</p>	<p>無いようでしたら、第31号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>本多委員長</p>	<p>それでは、第31号議案は原案のとおり承認いたします。</p> <p>第32号議案 島原市立公民館運営審議会委員の委嘱について</p>
<p>本多委員長</p>	<p>次に第32号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>

松本課長	議案集の10ページをお願いします。第32号議案 島原市立公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。提案理由ですが、島原市立公民館の設置及び管理等に関する条例第4条の規定により委嘱しています公民館運営審議会委員の任期が今年の3月31日で満了したため、新たな委員11名を委嘱しようとするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
本多委員長	説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。
松島委員	3月31日までの任期なのにみんなこんなに遅れるんですね。
松本課長	公民館運営審議会委員につきましては、各地区の公民館運営委員会の長の方には、各種団体の長の方に出てもらっています。どうしても各地区の公民館運営委員会が5月中旬から下旬にかけて開催されますので、今のところ6月が一番早いかと思えます。結局公民館運営委員の方も各地区の町内会の代表とか、婦人会の代表とか、健全育成会とか、老人会とか、民生委員とか、そういった方が決まってから選ばれる、その中で公民館運営委員を開催して、その代表が公民館運営審議会委員となっておりますので、どうしてもタイミング的に今の時期になっております。先程委員長がおっしゃいましたように、教育委員会の議決を得る前に会議をするようなことはございません。
本多委員長	4月1日から3月31日までになっていますが、実態としたら総会であるとか、関係の会長さんが決まるのが5月になってくるので、どうしてもしょうがないと思うんですけども、ただ承認については事後的なことになるので、実質的な会合がないとすれば、やり方としてこの任期をずらすとかいったことは可能なのでしょうか。
松本課長	この公民館運営審議会委員につきましては、委員委嘱後に年に2回ほど会議を行いますが、非常勤特別職として報酬を支払っています。この報酬は日額ですので、例えば委員長がおっしゃいましたように、任期を議決日にしても特段差し支えはないのかなと考えているところです。

本多委員長	<p>何度も言っているように委員会で追認事項になるわけなんですよ。遑って教育委員会で委嘱するということになるので、現実問題としては十分理解できるんですが、どうなのかなという気がします。</p>
松本課長	<p>ここは例えば任期を6月4日から3月31日にしても特段問題はないです。</p>
本多委員長	<p>若しくはそれをずらして6月から翌年の5月までとするのか、そういったことは考えられないでしょうか。年度内に2回するんでしょうけど、次の会長さんが決まるまでを任期にするとかいうことは可能か否か。</p>
宮原教育長	<p>条例の中に委員の任期は1年とするとあります。</p>
本多委員長	<p>ですから1年とすれば6月から5月までするとか、あるいは次の7月から6月までするとか、そういったことが可能であれば1年というのはクリアできるわけですよ、4月からこの2ヶ月間は前任の委員さんに引き継いですることが可能であれば全然問題ないと思います。</p>
松本委員	<p>一番総会で遅いのは青少協でしょう。</p>
松本課長	<p>そうです。青少協が一番遅いです。最終的には少年センターの運営協議会委員さんの議案が来月を考えていました。</p>
本多委員長	<p>少年センター運営協議会委員さんの報酬は年額ですか。</p>
松本課長	<p>少年センター運営協議会委員さんは日額です。各地区に青少協の会長さんが運営協議会の委員になってきます。少年補導員さんが年額になります。</p>

本多委員長	それもちよっと問題になります。年額というのは、要するに年度でいくわけでしょう。そうすると4月1日から3月31日じゃないと駄目なんですよね。4月から3月になるけど人選はどうしても7月になるわけですよね。この議案には直接関係ないですけど。
松本課長	少年センター運営協議会委員さんは、青少協の総会が終わらないとできないので7月になります。
本多委員長	例えば4月の段階あるいは3月の下旬ぐらいにある程度この方をいうのは決められないのですか。
松本課長	少年補導員さんは今回5月の定例会でお願いしまして、任期を4月1日から3月31日までとさせていただきました。本来は先程の議論から行きますと3月の臨時会で部活の指導者があったと思うんですけど、そこでお諮りをしておいて、ただ学校の小中学校の先生とか高校の先生方も委員さんいらっしゃいますので、学校の先生方はなかなか年度内というのは難しいと思っているところです。今4月8日頃に各地区の補導員さんの名簿をあげていただいて、そして5月にかけてはいるんですけど、このあり方も先程の4月1日からもし事故があった時の対応のことも含めて検討していこうかとは思っております。
本多委員長	任期の単純な事務的なことではなくて、責任が伴うわけですよ、4月から3月までという責任も伴うし、やっぱり委嘱するためには、処遇を明確にしておかないといけないというのがあるので、できたらきちんと3月に委嘱できるような体制と、先程地方教育行政法の25条に触れたのは、教育委員会の職員であるとか、各種委員会の委員さんの処遇であるとか、この委員会で諮らないといけないのかどうかというのがちょっと気になります。例えばそれが教育長さんに委任できるとか、若しくは臨時に代理をさせるということが可能であれば、その決まった時点ですぐ対応できるんじゃないかなと、委員会を待たずにして対応ができるんじゃないかなという気がしたものですから、その辺はどうでしょうか。

松本委員	<p>補導員のことでもうひとつよろしいですか、委嘱が5月でしょう、前任者が3月末で辞めるでしょう、その1ヶ月半が空白なんですよ。6人いるところが4人になるとか、その空白がでるんですよ。補導員証もバッチも渡していないもんですから、その辺がどうなのかなど。これが現実で各幹事は言っています。各幹事会で出ないだけであって。</p>
本多委員長	<p>その辺の問題があるんですね。</p>
宮原教育長	<p>その間に設置していなかったということになる。市の管理責任が問われることになるんですね。</p>
本多委員長	<p>そうですね。市の管理責任が問われることになります。</p>
松本委員	<p>辞令はもらっていないから、出なくてもいいでしょうと、私の引き継ぎのときに言われたもんですから、それなら5月まで出ないように言いました。</p>
本多委員長	<p>いろんな形で委員さんにはお世話になっているわけですよ、円滑に業務が出来るような体制・処遇というのをやっぱりきちんとしないとけないと思います。</p>
松本課長	<p>今回議決をいただきますと非常勤特別職ということで、活動するとき恐らく全国市町村共済とか保険等に入ると思うんですけど、そうしますと1年となっていて、年度を跨いだ場合とか、3月31日で切れた場合とかあるかと思いますが、もう一度人事の方にも確認をさせてもらってよろしいでしょうか。</p>
本多委員長	<p>それとですね、もうひとつ他市の実態もあると思うので、こういった対応をされているか、同じくこういった問題というのは他市も対応されていると思うので、その辺も十分調べていただけたらいいのかなと思います。</p>

松本課長	はい、分かりました。
本多委員長	よろしく申し上げます。他に何か質疑はございませんか。 (「なし」の声)
本多委員長	無いようでしたら、今後その辺をきちんと整理していただくということを前提として第32号議案は原案のとおり議決してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)
本多委員長	それでは、第32号議案は原案のとおり議決いたします。
	第33号議案 島原図書館協議会委員の委嘱について
本多委員長	次に第33号議案について、提案理由の説明をお願いします。
松本課長	別冊になります。第33号議案 島原図書館協議会委員の委嘱についてご説明申し上げます。提案理由ですけど、島原図書館設置条例第5条及び島原図書館設置条例施行規則第15条の規定により、委員に委嘱しようとするものであります。学校教育の関係者として市内の幼稚園代表として委嘱しておりました委員が3月31日をもって幼稚園を退職されたということで、その委員の残任期間について、新たに委嘱するものでございます。委嘱者は島原幼稚園の園長でございます。任期は平成27年4月1日から平成28年3月31日まででございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
本多委員長	説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。
本多委員長	この議案についても先程言いましたように、任期は残任期間というこ

<p>松本課長</p>	<p>とですが、残任期間で平成27年4月1日からになっているのは何か理由があるのですか。</p> <p>本来は平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間なのですが、前委員が平成27年3月31日に幼稚園を退職されたということなので、残任期間ということで4月1日から提案させていただいています。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>例えばの話ですが幼稚園を退職された先生は、この島原図書館協議会委員になれないということはないんでしょう。学識経験者としてもいいんでしょう。今回の新たな委員さんをこの方にされたというのは何か背景がありますか。本人さんからの辞めたいという意志があられたのですか。</p>
<p>松本課長</p>	<p>今回6月に開催を予定していて、文章を発送しまし、ご本人様から電話があり、私は退職したから辞めさせて欲しいとはっきりございました。そこで現幼稚園長会の代表の方から毎年園長同士でいろんな役職を役割分担しているというお話がありまして、そこで推薦していただいた方を今回提案させていただきました。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>本人さんも退職したので辞めたいというのがあったわけですね、この会議については4月以降会議はしてないですか。</p>
<p>松本課長</p>	<p>開催していません。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>これも同じですね、申し合わせもあり実態として分かるんですが、この方も早く決まらないですよ。</p>
<p>松本課長</p>	<p>今回辞められていたことを知りませんでした。5月末に次の会議の案内を出したところ、ご本人よりお電話があり変わるからということでありましたので、現幼稚園長会の代表の方と連絡をし調整しまして、急遽議案を準備させていただきました。</p>

本多委員長	繰り返しになりますけれども、島原図書館協議会委員は日額報酬ですか。
松本課長	日額報酬です。
本多委員長	はっきり申し上げますと4月1日からでなくてもいいわけですよ。
松本課長	そうですね、前任者から意思表示があったのは5月末です。
本多委員長	そうすると委嘱の日からでもいいわけですよ、どうしても遡及するというのは抵抗があるんですよ、皆さんどうでしょうか。
松本課長	この議案につきましては、任期は6月4日からということによろしいでしょうか。
本多委員長	6月4日からということによろしいでしょうか。（「はい」の声） 他に何か質疑はございませんか。
	（「なし」の声）
本多委員長	無いようでしたら、第33号議案は原案に訂正を追加して議決してよろしいでしょうか。
	（「異議なし」の声）
本多委員長	それでは、第33号議案は原案に訂正を追加して議決いたします。
第 7 次回定例教育委員会の日程について	
本多委員長	次に、次回の定例教育委員会の日程について事務局から提案をお願いします。

	<p>【提案・検討】</p>
本多委員長	<p>次回、7月の定例教育委員会を7月3日（金）13時30分から、白山公民館2階講義室において行います。</p>
<p>第 8 その他</p>	
本多委員長	<p>次に、その他に入ります。まずは、「1 報告事項」の「① 6月行事予定について」、各課から報告をお願いします。</p>
森本課長	<p>教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>
八木参事	<p>学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>
松本課長	<p>社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>
下岸課長	<p>スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。</p>
本多委員長	<p>ただいまの報告につきまして何か質疑はありませんか。</p> <p>（「なし」の声）</p>
本多委員長	<p>次に、「その他」の2. 「その他」のことで何かありませんか。</p>
八木参事	<p>5月の教職員及び児童生徒の事故等の報告については、課長の方から7月の定例会の時に報告させていただきます。私の方から別添の「島原市通学路交通安全プログラムについて（案）」について報告をさせていただきます。正式には7月の定例会に議案として上げるように考えております。それまでに目を通していただければと思っております。</p> <p>内容について、別添の「島原市通学路交通安全プログラムについて（案）」にて説明</p>
本多委員長	<p>ただいまの報告につきまして何か質疑はありませんか。</p>

<p>松本委員</p>	<p>交通事故も然りですけど、これから梅雨時期に入ります。小さな低学年の子どもたちが側溝を覗くので、流れが速くて落ちたらアウトです。4小の校区通学路でも宇土出口から中尾の方に下るところはガードレールがついていませんから覗き込んだら一発で終わりです。だからこれから先の梅雨時期の増水の覗き込みが結構あり、傘をさして風で煽られて落ちるといいう可能性もありますので、その辺も注意の中に入れていただければと思います。</p>
<p>八木参事</p>	<p>ありがとうございます。その件については早速明日教頭会がございませので、担当に伝えて直接話をしたいと思います。</p>
<p>松本委員</p>	<p>よろしくお願ひします。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>他に何かありませんか。</p>
<p>森委員</p>	<p>ひとつお聞きしたのですが、横断歩道にある黄色旗の管轄はどこになりますか。</p>
<p>八木参事</p>	<p>有明地区であれば、有明公民館が持っているということで頼み込んで、それを何年か前に頂いて学校現場に配布している。教員を立たせるのにやっぱり旗が有った方がいいということです。</p>
<p>森委員</p>	<p>有ってもあまり使っていないのと、入れ物に水がたまるので、衛生的にあまりよくないなと思ひ聞きました。</p>
<p>松本委員</p>	<p>横断歩道の話が出たので、お話をしておきたいんですが、今子どもが旗をあげていても車が止まらないです。子どもの自転車のマナーよりも大人の運転マナーの方がよっぽど悪いです。</p>
<p>宮原教育長</p>	<p>一度島原警察署の交通課に相談して、朝の通学時に車の一旦停止してくれる車が少くないという現状を見てもらう等してもらったらどうだろう</p>

	か。
松本委員	それはそうして欲しいですね。
本多委員長	事務局からよろしくお願ひしたいと思ひます。他に何かありませんか。
松本委員	この前の大村の会議の中で、コミュニティスクール、長崎県は壱岐だけでしょう、島原市はこれからどう考えられていますか。
宮原教育長	これは学校教育課の課長とも話をしているんですが、基本的にどこも二の足を踏んでいるのが現状です。学校の教職員の人事まで言えるのがコミュニティスクールの特徴です。今島原市は学校運営評議委員会制度の中でいろんな意見をもらっているということで、学校の人事までは無いです。それもさることながら学校の統廃合と絡んでコミュニティスクールということを見ると今後の課題だとは思ひます。文科省が進めている関係でプラス思考のところばかりしか言わなかったんですが、いずれにしても子どもたちの減少、地域コミュニティ力の強化と言ひましょうか、私個人としてはやはり今後うちの教育委員会としても十分検討を行かなければいけないことかなと捉えております。
松本委員	あの会議の中で、コミュニティスクールで地域の大きな中よりも私は、自治会とか小さな単位で、例えば孫のいない老人とかが長く触れ合えるような交流を増やすことの方が私は地域コミュニティ力の強化を図れると思ひますので、大きなところより小さなところに目を向けることが大切だと思ひます。
宮原教育長	今松本委員さんが言われたのは、コミュニティスクールということになると学校単位でということになるので、もっと小さな自治会単位と言ひましょうか、その方がコミュニティの強化が図れるという意味ですよな。

松本委員	はい、そうです。
本多委員長	他に何かありませんか。
森本課長	別紙資料にて、平成27年4月1日現在の公立小・中学校の耐震化率について報告。
本多委員長	他に何かありませんか。 （「なし」の声）
第 9 閉会（16：32）	
本多委員長	他になければ、これで本日の6月定例教育委員会を閉会します。